道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の 保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則(以下「協定規則」という。)について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第173回会合において、「事故自動緊急通報装置に係る協定規則(第144号)」等の策定及び「座席、座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則(第17号)」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)、装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則(原文)については次のとおり。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov17.html

2. 改正の概要

(1) 保安基準及び細目告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- 事故自動緊急通報装置を備える自動車は、協定規則第 144 号に規定された要件に適合しなければならないこととする。
- ・ 上記の適用対象を、乗車定員9人以下の乗用自動車(車両総重量3.5 t 以下に限る。)及び 貨物自動車(車両総重量3.5 t 以下に限る。)とする。

(2)装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- 型式指定の対象となる特定装置の種類に、事故自動緊急通報装置及び年少者用補助乗車装置取付具を追加する。
- ・ 協定規則第 144 号に基づき認定された事故自動緊急通報装置及び協定規則第 145 号に基づき認定された年少者用補助乗車装置取付具は、型式指定を受けたものとみなすこととする。
- ・ 型式指定を受けたものであることを示す特別な表示(下図の様式)の大きさについて、協 定規則第145号のものはa≧8とすることとする。



(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

特定装置としての事故自動緊急通報装置及び年少者用補助乗車装置取付具の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案してそれぞれ定める。

(4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号)の一部改正

(1)の改正について、新型車は平成32年1月1日から、継続生産車は平成33年7月1日から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う。

<u>3. スケジュール</u>

公 布: 平成30年7月19日

施 行:公布の日